

会 議 録

1 会議名

令和6年度第4回吉川区地域協議会

2 会長挨拶

3 議題（公開・非公開の別）

・報告事項（公開）

（1）会長報告

（2）委員報告

（3）事務局報告

・諮問事項（公開）

（1）上越市立吉川地区公民館竹直分館の廃止について

（2）上越市立吉川地区公民館源分館の廃止について

・協議事項（公開）

（1）自主的審議事項「公民館を含む地域活動の促進と施設の有効活用について」

（2）頸北地区地域協議会委員合同研修会について

・その他（公開）

4 開催日時

令和6年9月19日（木）午後6時30分から午後8時55分まで

5 開催場所

吉川コミュニティプラザ 3階 大会議室

6 傍聴人の数

1人

7 非公開の理由

なし

8 出席した者（傍聴人を除く。）氏名（敬称略）

・委員：薄波和夫、大滝健彦、斉藤崇人、関澤義男、田中久美子、田邊良子

新部嘉夫、橋爪隆之、武藤正、山岸晃一

・事務局：危機管理課 岩崎課長、社会教育課 宮崎参事、竹内副課長、吉川区総

合事務所 風間所長、山本次長、渡邊市民生活・福祉グループ長（教

育・文化グループ長兼務）、平原総務・地域振興グループ班長

9 発言の内容（要旨）

【山本次長】

- ・会議の開会を宣言
- ・委員 10 人の出席を報告
- ・上越市地域自治区の設置に関する条例第 8 条第 2 項の規定により、委員の半数以上の出席を確認、会議の成立を報告
- ・会議録の確認：大滝委員

【山岸会長】

- ・挨拶

【山本次長】

- ・議長の選出について、上越市地域自治区の設置に関する条例第 8 条第 1 項の規定により山岸会長から議長を務めていただく。

【山岸会長】

（8 月 1 日に行われたファシリテーション研修及び地域協議会正副会長意見交換の内容について報告）

（8 月 30 日に行われた「道の駅よしかわ杜氏の郷活性化検討会」について報告）

【山岸会長】

- ・委員報告何かあるか。

【関澤委員】

（今年度の地域独自の予算事業「大乘寺の歴史伝承事業」のイベントについての告知）

【山岸会長】

（「大乘寺の歴史伝承事業」は、地域協議会が提案団体になっていることを補足説明）

【斉藤委員】

（吉川区青少年育成会議としてよしかわ福祉まつりにボランティア参加することなどについて報告）

【山岸会長】

- ・ほかにないか。

【橋爪委員】

（よしかわ福祉まつりについて補足説明）

【山岸会長】

- ・ほかになければ、事務局から報告をお願いする。

【山本次長】

- ・前回の地域協議会で、市からの説明を求める意見が出された消火栓の取扱いについて、本日は担当の危機管理課から岩崎課長から来ていただいているので、課長から説明いただく。

【岩崎課長】

- ・隣の糸魚川市が一般住民の消火栓使用を認めているのに、上越市はなぜ認めていないのかということだったかと思う。糸魚川市は、大火があったことを踏まえて、数年前に消火栓の口径を狭くして、水圧を低くした状態で一般住民も消火できるようにされた。当市は、糸魚川市とは同じではないが、消防団の再編で機能強化を図った。一般住民がやるには危険だということで、正確に言うと認める、認めないではなくて、消火栓の使用を遠慮いただいている。その理由は3つある。1つは消防団のような防火衣やヘルメットを着用していないと危ないということ、2つ目は訓練をしていないと火が発生した時に、消火栓から水を出すということになると、ホースを接続して、展開して、筒先を装着して火を消すという作業になる。これをいきなりやれと言っても難しいということになる。3つ目は体制。消防団は方面隊長、分団長、部長、団員と指揮命令系統の中で動いている。団員がバラバラに行動してしまうと統率が取れない。皆さんの熱意で、自分たちの地域を守ろうとすることで、消火栓を使って団員と同じように火を消したいという思いからそういった意見が出ていると思う。市としては、消火器で消せるくらいまでにしていただいて、天井まで火が届くと「初期消火ができないから、逃げてください。」ということで、消防の方も出るので、そこまで行ったらすぐ命を守る行動を取ってください。119番通報と避難誘導を優先していただきたい。大きな火については、命を守る避難誘導を優先していただきたい。家は燃えても復活できるが、命を守る行動を優先していただきたいとお願いしている。命を守るには消火栓を使わない方法があるということで1年くらいかけて各町内会を回ってそれぞれの地域の実情をお聞きしながら消防防災の取組についてご支援させてもらっている。地域でご意見があれば、出向いて説明するし、総合事務所と一緒に対応していきたい。

【山岸会長】

- ・今の説明を聞いてご意見、ご質問あるか。

【関澤委員】

- ・消火器の使用について、専門的なことはわからないが、身を守る程度の役割だとい

う考え方が、それとも初期消火の段階で使用すると、火の粉が上がっていると、消火器ではだめだということか。

【岩崎課長】

- ・消防署員や消防団員と話している中で、一般住民が初期消火できる範囲はどこまでかということになると、先ほど説明したように屋内であれば火が出た時に天井に達してしまえば火は大きい状態なので消火器による消火は無理である。一つの目安として、火が天井まで達したら、あきらめて逃げてほしいということである。どこまでやるかというのは住民の皆さんの行動は、消火器までにさせていただきたい。消火栓を使った消火活動では、火を消してやけどするという危険性もあるが、そのほかにも、ホースを展開したり、接続したりするときに、慣れていないと、怪我をすることもある。消防団がホース格納箱を開けて消火活動をしようとした時、ちゃんと点検してなくて、ホース金具が腐食していて水を通したら破裂した事例もある。その時に団員が防火衣や手袋をしていたから、怪我をしなかったが、一般の住民で防火衣や手袋をしていなければ大けがしていただろう。そういったことを考えると消火器までの消火活動であり、それ以上の消火活動については、少し時間がかかる場合もあるが、消防団と消防署にらせてさせていただきたい。

【関澤委員】

- ・私の町内に個人の作業所の基礎部分を防火水槽にしたところもある。消防団員の皆さんは、消火栓から防火水槽にため込む場所も知らないようで、せっかく防火水槽の水があるのに使わないことがあったので、使い方の指導が必要なのではないか。

【岩崎課長】

- ・消火栓が近くにあって、そこから防火水槽に給水しながら防火水槽から給水するということか。その方式で防火水槽を設置してあるところが市内で何か所かある。連続して使うと水がなくなるので、補給しながら消火活動をやるという例があるので、地元の消防団が把握した中で消防署と連携しながら有効活用するのが大事だと思う。

【山岸会長】

- ・ほかにいかがか。

【大滝委員】

- ・何点かお聞きする。消防団の実情に合ったやり方で良いと思う。私が現役だった頃は、消火栓本体とホース格納箱、ホース、筒先、支柱は自主防災組織で管理してい

た。昔は全部市や区で管理していた。今、どうなっているのか。それから、ホースを使う時に穴が開いていたりして使えない、要するに点検がされていないのではないか。点検は消防団がしているのか、市がやるのか、消防署がやっているのか。消防団員も私が入っていた時に比べ三分の一くらいになっている。大変だと思う。しかし、消火栓はいざという時に使えるものであるから、その辺の設備を住民が使えないというのはわからなくもない。けがしたら大変だから。その中で、水圧が各所で違っているのか。

【岩崎課長】

- ・消火栓やホース格納箱の管理については、まず平成 17 年に市町村合併があったが、合併前の旧町村は、各町村で格納箱を整備していたところが多かった。合併した時に合併前上越市が町内会の管理ということで、合併協議の中で上越市の制度に統一することになり、町内会の管理にした。一方、消火栓については厳密に言うと水道管理者の管理になっている。実際に使うのは消防団や消防署の方になるので、我々が水道局にお金を払って消火栓を設置している。消火栓自体の管理は市でやっている。格納箱の管理は、町内会でまちまちで町内会が地元の消防団にお願いしているところもあったり、町内会が独自にやっているところもある。基本的には町内会管理である。先ほど破裂したというのは、管理をやっていないのではないか。管理については課題であると思う。点検については、消防署の職員が毎年、巡回して消火栓自体に蛇口のようなものを付けて水が出るか確認している。消火栓から一気に水を出すと水が濁るので水道局が心配しているが、実際火事になると、そうも言っていられないので、全開にして出すことになる。それから、水圧が違うのではないかという件については、ご指摘のとおりで山の方で管径が小さいところについては圧が低く、実際に水を出そうとしたら、ちょろちょろとしか出ないということがある。今の基準で行くと一定の管径の大きさが太い管でないと設置できなくなっている。昔は関係なく細い管でも消火栓を付けていたので、場所によっては、十分な水圧ではない状態がある。今の基準では、すべて適正な水圧で水が出せる形になっている。また、消防団員の減少については、我々も少ない消防団員の中でどうやって消防団の役割を果たしていくかということで消防部を統合して再編を進めている。中には高齢の団員が増えているので再入団で 77 歳の方が再入団して頑張っていたり、女性の消防団員を入れるなどできるだけ長くやってもらえるようにしている。

【橋爪委員】

- ・さきほどから危険防止や安全管理からそういうことになると思うし、必要だと思うが、実際に隣の家が火事になったとか、近所になったとかになると飛び出しますよね、皆さん。そういう意味では、ダメだというよりも、今話があったように再教育による消火栓の使い方を皆さんに伝えて安全が守れるような消火栓の使い方を教授して使ってくださいという方法も一つあるのではないか。一時、消防団員や消防部が減った時、OBを中心に協力団員というのを作ったと思う。そういう形もあるのではないか。目の前で大火になっているのに消防車が来るまで待っているというのは、心情としては切ない。例えば地震で家が崩れた時、レスキュー隊が来るまで家の中にいる人を助けるなどというのと一緒のようなもので、私は実情と合わないのではないかと思う。設備の管理の話があったが、消火栓の錆防止の塗装を市でやっていただいたり、「消火栓」という看板がありますが、あれも市の管理で良かったか。

【岩崎課長】

- ・今ほどの管理について、消火栓が色褪せたり、看板が倒れたりした場合、市で全部更新している。ただ、消火栓自体塗装をするかと言ったら、あまり例もないが当然水が出なくてはいけないので、もし不具合があるのであれば、市の方で補修なり維持管理をしている。今ほどの、消防団員がいない場合について、私の経験談で恐縮だが、私も消防団員の時に、朝4時頃に近くの家が火事になった。私の家に助けを求めてこられた時に、近くに消火栓があったので自分で消火栓にホースを接続して水を出そうと試みた。慌ててやったが、サッシの奥でボイラーが燃えていたので、ガラスの上から水をかけても消えなかった。そのうち消防署の人が来て一気に破壊して中まで突撃してすぐに消した時に、これは自分では無理だとわかった。その時の家は高齢の方が住んでいたもので、避難誘導を優先させるべきだったと反省している。一般の住民の方が同じ感覚でやると危ないので、私のような消防団員がいた時に、周りの人に声をかけてホースを接続するのを手伝ってくださいとか、水を出してくださいとか連携の取組はできると思う。消防法で、火災現場にいる住民は消火活動に協力しなければいけないと明記されている。ただ、それを単独でやると危ないので消防団がやる活動について、手伝うような仕組みができないかと思う。機能別団員制度もあるので、消防団と協議して詰めていく。

【薄波副会長】

- ・いくつか質問する。最初に言われた、使ってはいけないという3つの理由、防護服がないから危険だということと、訓練していないから危険だということ、体制を取

っていないと危険だと言っていたが、少し見方を変えると先ほど水道の話があったが、水が濁るから使わせない、使えないという理由はないのか。

【岩崎課長】

- ・水が濁るといのは点検をする時に一気にバルブをひねって水を出してしまうと、管に滞留していた錆が飲み水に出てしまうということで水道局の方は制限している。実際の火災の時は、水が濁るとい理由で火災の時に使わないといのは、私はおかしいと思うが、前回の会議録を見たら、消火活動中に使わないでくださいと言った真意がわからない。それを確認したい。

【薄波副会長】

- ・危険な状態の時は、水が濁ってもしょうがないと思う。あらかじめ危険な時には濁っても消火活動を優先するという確認を取っておけばよいかと思う。防護服を付けていないと危険だといのは、先ほど橋爪委員が言われたように危険だと思ったら近づかないと思う。危険なところまで近づいて消火活動をしないと思う。使うなという条件に当てはまらないと思う。安全なところで消火活動をしてくださいといので、防護服がどうこうといのは理由にならないと思う。それから、一般の人が訓練していないから使うなといのであれば、それは違う。訓練して使えるようにしてください。消火活動に使えるものは使って安全に消してください。訓練していないから使えませんといのは、違うと思う。3 つ目の体制について、消防団のように指揮命令系統ができていないから、体制が整っていないから使わせないということではなくて、今、目の前で危険な状態であるのに誰も動かないとい人はほとんどいないと思う。指揮命令系統ではなくて、危険をなんとか回避しようとい人間の心から動くのがほとんどだと思。使わせないといのはおかしい。ですから使わせないとい 3 つの理由は、私には納得できない。もう一つは、消防団の再編がどうのこうのと、消防団員が減ってきているので再編をやっている。当然吉川区も山の方で団員が減って、その団員も区外へ就職先として出て行っている。消防部を統合してやっ一つ部の部として積載車を使えるような状態になっている。そういう所で消防団員を呼んでも集まらない。そうなったらやっぱり近くにいる人たちが消火活動をするのが自然だと思。だから、使わせない、使えないではなく、いかにして消火栓を使って消火する方法を考えるべきだ。先ほど 65 ミリ、40 ミリと言ったが、65 ミリは水圧が高い所は危険である。であったら糸魚川で使っている 40 ミリの水圧の低い安全なホースを使って安全な訓練をして使えるような体

制を作って、それで消火栓を使って良いという方向で行くのが筋ではないか。

【岩崎課長】

- ・やはり地域の住民で消防団とか上越消防に頼ることなく自分たちでできるという思いからのご意見だと思う。市の考えとしては、繰り返しになってしまうが、危ないからご遠慮くださいと話になってしまう。ご意見としては承っておく。

【山岸会長】

- ・ほかに意見ないか。
- ・私も発言させてもらう。そもそも市職員の職務とは何か。住民の生命、財産を守ることが第一義だと思う。消防団も崇高な使命を持って、住民の生命、財産を守っていることをやっている。ただ大きく違うのは、職場として対応する職員であるか、職員でないのにその場その場でという対応をせざるを得ないという立場になるかという違いだ。一般住民も隣近所、班内、町内会、これもみんな守備範囲だ。今、吉川区は幸いなことに自主防災組織が各町内会にたくさんできている。元行政職員が言ったのは、自主防災組織は逃げる組織であると。私は、まるっきり違うと思って反論した。自主防災組織が立ち上がっている以上、その組織をうまく使って住民の生命、財産をいかに守るか、被害を最小限に食い止めるかを考えるべきだ。消防署、消防団、自主防災組織があるが、単独で活動しても何の意味もない。すべてが連携して初めて大きな効果が生まれると私は思う。訓練は昔はやっていた。合併してからしなくなったというのは非常に残念だ。住民組織と消防団が合同で場所を変えながら、その自然水利と消火栓をいかに有効に使うかということを一緒になって訓練していた。消火栓も改善したし、ホースも連結していた。吉川区はどこもそうだと思うが、市からくる団員手当のほかに各町内会がさらに活動してもらうために補填している。ホースの点検なんていうのは、当たり前のことだ。うがった見方かもしれないが、市はあまり出動手当を払いたくないのかしれないが、市は指揮命令が出た時だけ出動しなさいとなっているようであるが、そこがそもそも間違っていると思う。昔であれば、予防しようということで火の元点検というものをやっていた。町内会すべてを回り、火の元を見てくれた。焦げている箇所について炭化しているからこのままだと火事になるかもしれないと言ってもらえることが心強かった。今は、そういうことをしなくなった。予防消防という命令が多分出ていないのではないかと思う。消防署の後方支援で良いだろうと、どうせ間に合わないのだから、消防署に任せておくと、せっかく税金で立ち上げた消火栓を危ないから使う

など。私も、薄波副会長と一緒に、危なくないようにすれば良いとだけの話。だから 60 ミリの水圧が高いというのであれば、積載車に載っている無反動の筒先に替えば良い。少なくとも、私が総合事務所に言っているが、集落密集地である原之町と長峰団地くらいはホース格納箱の中の普通の管鎗でなくて無反動のものにすれば良い。そうすれば、一人でも使える。各町内会で消防団と一緒にやれば良いと思う。「生命を守る、財産を守る」を根底に置いてもらわないと。怪我された時に補償問題で市としては対応に苦慮するのではと、仕方がないですね。そうではなくて、せっかく税金を使って有効な水源がある以上、どのように活用するか、ある町内会では自然水利、ポンプも使うなどということであれば、農業用のポンプを使ってやるかというくらいまで話が出ている。そんなことを地域住民にさせる前に公の機関がいろいろなアイデアを出して地域住民と一緒に生命、財産を守るという本来の活動を市側がやるべきだと思う。危ないから使うなどいうのではなくて、住民組織と有効な人材を利活用するように能力を生かしていただけないものかお願いしたい。いかがか。

【岩崎課長】

- ・消防団が動く時に市の職員が命令しているわけではなくて、あくまでも消防団長、方面隊長の指揮命令系統で動いている。実際、私が良いとか、悪いとかということではなくて事務局として我々が消防団に伝えている。今、会長が言ったように夜警や日頃の見回りは大事なことだと思っている。なかなか高齢の方に火の用心をお伝えするのは紙では難しいので、直接対面で団員の皆さんが話す方が伝わるし、効果があると思う。なので、過去と比べたらそういう活動が停滞してきたかと思うので、消防団の会議の中で問題提起したいと思う。我々行政は、市民にけがをしてもらっては困るので、安全な方策をお願いしている。あと、ほかで問題ではないかという補償については、一般の住民が消火活動をやってけがをしたり、周りの人の命を落としてしまったりした場合、消防団と同じように共済組合に加入しているので団員と同様に補償を市で行うことになる。ただ、単独で消火活動行うのは危険を伴うので、遠慮いただきたい。団員の消火活動について協力いただける場合には、法律でも認められているので、その範囲でお願いしたい。お二人の意見については、市の考えと合わないというのは十分承知している。そういった意見を踏まえて消防団や上の方と話を進めていきたい。

【山岸会長】

- ・過去に2、3人の市議会議員が市議会の中でこういった話をしている。そこを行政としてどうとらえて有効な手立てにつなげるかというのが、皆さんの仕事だ。建て前で行きたいというのもわからないではないが、実際そういう有事が起きた際は皆で協力し、いかに被害を最小限に食い止めるかということを考えてもらえればと思う。補償がどうのというのは、最終的な話である。もう一つ言えば、今は積載車が減ったので器具置き場が限られているが、たまたまある町内会でその器具置き場に行くと防火衣がある。ヘルメットもある。私らOBなのでいくらでも使えるが、現に消防団員が間に合わないのであれば、その次の有効な手立てはOBだと思う。消防団には、ぜひ火の元点検をやるよう促してほしい。非常に有効だ。見回るといふことと、高齢者に寄り添うといふことは、すごく心の支えになる。ぜひ団長にお願いしてほしい。お互い住民の生命財産をいかに守るか、どうしたら有効な手立てがあるのかを一緒に考えていきたい。

【山岸会長】

- ・ほかにないか。田中委員。

【田中委員】

- ・管理の話になって、合併前はできていたのに、合併後は町内会に管理が渡っているとの話だったが、町内会で管理できるものなのか。できていないというのであれば、元に戻すということを考えてもらうことが良いのではないか。管理が悪く近所で火事になった時に、使えないから助けられなかったというのは悔しい。

【岩崎課長】

- ・本当に使えないものがそこにあってもしょうがない。先ほど言った通り管理方法が2通りあって、消防団員が使っているホースを新しくしたときに使えるものについては転用して格納箱に入れて点検をして町内会にお願いしながら使っているところもある。町内会でやっているところには役員で防災担当の人がいて定期的に更新するとかの取組をやっているところもある。ただ誰もやっていないというところが問題だ。そこは、消防団だとか、町内会だとか情報を共有した中で今後どうするかという話の中で管理方法を工夫することになる。町内会管理を市に戻すということになると大きな話になるので、課題としては認識しているのでできるところからやっていきたい。

【山岸会長】

- ・アイデアだが、団編成してから上越エリアを網羅するようになっている。誰も消防

団員のいない町内会も含めて守備範囲に入っている。方面隊がそこを管理すべきだ。地域住民と一緒にあって、訓練を含めて消火栓の有効活用をなさいと命令を出せば良い。或いは団長に対して、そういうことをやってもらいたいと、住民から要請が上がってきているんだと言ってもらえれば、消防班も動く。そうしてもらいたいと思う。

【大滝委員】

- ・先ほどあった機能別団員は今もあるのか。

【岩崎課長】

- ・4年くらい前にそのよう話があった。現在は機能別団員制度はない。OBの方が再入団して、消防部や分団の中で行事や訓練に出ると大変だから訓練と点検の時だけ出てくるという、部の中のルールとして役割分担を決めて機能別団員のような形でやっているところはある。ほかの自治体でも消火活動にだけ参加するような機能別団員があるが上越市としてはどうかと消防団の皆さんと議論した時があった。やはり団員の中で不公平感があったり、統率が取れないということで、上越市では、制度ではなく部や分団の中の運用で地域の実情に合った形でやったらどうかという話で落ち着いたので、そういう取扱いでやっている。

【橋爪委員】

- ・2つある。1つ目は、先ほどホースの交換の話があったが、町内会で購入するが、100軒の町内会もあれば2件の町内会もある。小さい町内会で壊れたので1本買いたいという時、町内会で議論になる。買うしかないのですが、そのような実態があるので、一律な考え方ではなく、例えば一部補助するとか検討をお願いしたい。もう1つは、先ほどから色々な意味で良い案が出ていると思う。使えるようにするための色々な方法、これも地域によって違うと思う。例えば直江津、高田など密集しているところは、すぐ人が集まる。逆に我々吉川の山奥に行けば、隣近所が遠くてすぐ自分で火を消さなければいけない、消火栓を使わなければいけない実態とちょっと違うと思う。その実情に合わせて、できるところから緩和していただければ、ありがたい。それは、その町内会あるいは地区の人の責任でやるということも含めて、上越市画一的なやり方ではなくて地域にあったものができれば良いと思う。意見として願います。

【山岸会長】

- ・ほかにいかがか。なければ、課長、ありがとうございました。一緒に頑張って頑張り

たいと思う。私らもできることは何でもする。危ないから、危険だから手を出すなというのではなく、これくらいはどうかという発言をいただければ、非常に前向きになれると思う。

(危機管理課岩崎課長退席)

【山岸会長】

- ・事務局、ほかに。

【山本次長】

- ・先ほどから話が出ている消火栓の使用に関して、ガス水道局に照会をさせていただいた。その回答が来ているので所長から報告してもらう。

【風間所長】

- ・前回の地域協議会で質問があった件が2点ある。1つ目がガス水道局の方針として火災発生時に消火栓の使用を制限するようなことはあるかということについて、火災発生時には消火活動が最優先と考えているため、水が濁るという理由だけで消火栓の利用を制限することはない。もう一つ、消防団や自主防災組織の消火訓練において、水が濁るという理由で消火栓の使用を制限することがあるかという質問については、消防団員や自主防災組織の消火訓練においては、事前に消火栓の使用に係る計画書を提出いただき、その許可条件によって消火栓を使用してもらっているということであり先ほどの質問と同様に水が濁るという理由で使用を制限することはないとの回答である。

【山岸会長】

- ・今ほどの報告について、意見、質問はいかがか。

(発言なし)

- ・再確認できたので、消防団員がやっている消火活動の中で、それ以上水を出すなどということはありませんということである。それよりも、予防消防を一生懸命にやるべきだと思う。消火栓の管理を誰がやるかということ、そこを担当している消防団員が適宜点検するべきだと思う。その辺は総合事務所と消防団と一緒に協議しながら有効な手立てをしてもらいたい。では、この件は以上とする。

【山岸会長】

- ・それでは、諮問事項に移る。社会教育課の宮崎参事と竹内副課長が来ている。(1) 上越市立吉川地区公民館竹直分館の廃止についてと(2) 上越市立吉川地区公民館源分館の廃止について説明をお願いします。

【宮崎参事】

(資料 No. 1-1、1-2 により説明)

【山岸会長】

- ・今ほど説明があつたが、質問、意見はないか。

【薄波副会長】

- ・分館が廃止されても、その地区の公民館活動は継続して行っていただくようお願いする。

【会長】

- ・ほかにないか。

【田邊委員】

- ・分館の廃止後、村屋の町内会で貸し付けをさせていただくと聞いている。壊れているところは、今年度中に直す予定はあるか。

【宮崎参事】

- ・今回の貸付に当たって、基本的には現状のままの貸付のため、特に不具合について大規模な改修は予定していない。ほかの施設もそうだが、皆さんが使う中でご不便があるとすれば、これから貸付に向けて、皆さんと協議し、どうして行くのか考えていきたい。すぐに直すとは考えていない。

【田邊委員】

- ・この間、常会で貸付に当たっての単価のようなものが提示された。その時に聞けば良かったが、エアコンが壊れていて使えない。冬はストーブを使って灯油がいるというのはわかった。夏にエアコンが使えないのは、今年も結構暑かったので直していただきたい。網戸が壊れている。そういうものも廃止になる前に直していただけたらありがたい。村屋町内で修理ができるかはわからないが、そこまでするとなるとかなりお金がかかると思う。その辺をよく見ていただきたい。

【新部委員】

- ・貸付後に壊れた時に誰が直すのかを一緒に決めた方が良い。貸した後は、賃料を払っている訳だから、大家が直すのか、借りた方が直すのかというところを今のうちに決めておかないといけないと思う。

【渡邊グループ長】

- ・エアコンの修繕については、町内会長とも話をしている。今後の協議の過程で修繕をするか、修繕をすると電気料もかなりかかってくるという事で、町内会としては

いないという話になっているとは聞いているが、再度確認しながら協議を進めさせていただければと思う。網戸については、修繕が終わっている。大会議室をメインに使われるという事であるので、その8枚の網戸は修繕させていただいた。今後また地元と協議させていただきたいと思う。

【竹内副課長】

- ・市と相手方で事前に協議したうえで賃貸借契約を結ぶことになるので、今はまだ詳しく決めていないが、基本的な市の契約としては、市は貸付物件の修繕義務は負担しないこととしており、借りられる側で維持管理をしてもらうこととしている。

【田邊委員】

- ・貸付の契約は町内会長だけで話されるのか。

【竹内副課長】

- ・基本的には町内の代表と私たちがすることになる。

【田邊委員】

- ・私たちが町内で話し合ったものを市と契約するという考えで良いか。

【竹内副課長】

- ・私たちが契約書案を作成して、これで良いのか町内会と協議をする。そこを町内の中でどういうふうになるのかは私たちがわからない。

【山岸会長】

- ・ほかにいかがか。
- ・一つ聞く。いないというのはエアコンのことか。

【田邊委員】

- ・町内会長がエアコンはいないと言ったらしい。

【山本次長】

- ・補足だが、源分館は、業務用のエアコンが入っていて電気料が高い。町内会としても今後施設を維持して行くには町内会の負担もあるので、その辺を町内会長と協議したうえでやっている。

【山岸会長】

- ・例えば、面積に応じた家庭用エアコンを設置して貸すことはできないのか。貸し出すのだから、町内会で付けなさいというのではなく、設備を整えて貸し出したほうが良い。その辺は行っているのか。

【山本次長】

- ・その辺も町内会長と協議して進めている。いずれにしても後々の維持管理というところを町内会長は気にされているので、いずれ会長から地域に話があるのかと思う。

【山岸会長】

- ・自主的審議事項で公民館を含む地域活動の促進と施設の有効活用を取り上げている。「町内会のほかの施設を利用してほしい、バスに乗って来てください。」といくらでも発信できるが、健康な人しか行けない、公民館活動は、そんな特定の人たちだけでやって良いということはありません。できるだけ不特定多数の方が色々な教育を受けることが本来の姿であるから、やはりニーズ的にも収まる場所がないような気がするし、どこにいても、やっと歩いている人もこの内容ならやってみたいと言う人もどう寄せるかも含めて発信していただかないと。ただ町内会館施設を使いますでは、あまりすつと飲み込めない。この後、自主的審議事項としてこの件について協議するが、附帯意見を付けさせていただきたいと思う。廃止されるのはやむを得ないとしても、その後、どうやってその地域を対象に公民館活動をやっていただけるかが一番心配なところである。廃止した後の管理を皆が心配しているので、その辺を含めて附帯意見として付けたいという思いである。ほかに意見や質問がなければ、説明いただいた内容で良いか。

(はいの声あり)

- ・では、社会教育課職員はご退席ください。

【山岸会長】

- ・では、協議事項に移る。(1)自主的審議事項「公民館を含む地域活動の促進と施設の有効活用について」これについて、皆さんと協議したいと思う。すでに勝穂、東田中、泉谷の3つの分館の廃止の諮問に対し、市に附帯意見を付けて答申を出している。新しい委員の皆さんも広報を見ていただければ、たぶんご存知かと思う。今、担当の社会教育課の話の通り答申に関しては附帯意見を当然付けたいと思う。皆さんから附帯意見について意見をいただきたい。今ほど私が申した廃止後の管理、それから今後の公民館活動のあり方、そういう部分で皆さんのご意見を盛りたいと思う。いかがか。例えば、「安全防犯面、衛生環境面に配慮し廃止後の建物や敷地の適切な管理をすること。」これは当然です。次に「分館に併設されているグラウンドについて、今までどおりの使用許可をいただくとともに、それに先立って除草や清掃などが必要な場合は、可能な限り支援協力をお願いします。」それも当然ですね。竹直はグラウンドがありますが、源はない。旭地域生涯学習センターは残るので、グ

ラウンドはそのまま、竹直は付けてもらいたい。「本諮問のような公民館の分館の廃止など公の施設の適正配置計画を進める際には、地域の財政負担軽減策を併せた施設貸し付けや譲渡などの具体的方策を事前に提示いただきますようお願いします」。これは何を言っているかという、今の宮崎参事を含めて何度か来ていただき、両町内会で役員が主で、意見交換をさせていただいた。公民館である以上、公民館活動がある。地域の活用が少ないのは、別次元の話だ。公民館という施設を皆さん勘違いしている。利用頻度が少ないからどうのこうのというのは、別次元の話で私たちはずっと言っている。

【関澤委員】

- ・この答申案だと廃止後、問題なのはそこに熊やイノシシなど動物が出てくること。今、隣の家も廃屋になったら、熊が出てきて危険で生活に及ぼすという形で熊やイノシシが住み着くと大変なことになるが、その辺は分館が廃止になっても建物がそこにあると起きる。その辺をどうするのか。更地にしてもらいたいと思う。解体して更地にしてもらえば動物もいなくなる。「安全」を記した附帯意見にできないか。

【山岸会長】

- ・「適切な管理をお願いします。」というのが弱いから個別の内容を入れた方が良いということか。

【田中委員】

- ・私も関澤委員と同意見だが、廃止直後は良いが10年後とか子どもたちの世代になったときに果たしてどうなっているのか、それから壊すのか、そこに費用を使わせるのかという話になると思うので、使わなくなったものであれば更地にしてしまうのが良いと思う。今のことは今のうちにしてもらった方が良い。

【山岸会長】

- ・すでに答申した3つの分館の廃止の時にそういう話が出ている。市にも予算の都合があるから優先順位を決めて撤去・解体をやる。泉谷の時は早かった。前倒しで廃止して、もう解体が始まっている。「順次」というより「計画的に」にしてもらえばありがたい。「俺の時にはわからなかった。」のような先の見えない話ではなく。そのことについて意見あるか。

【山本次長】

- ・今、答申の中に入れる附帯意見の文言について協議されていると思うが、それが皆さんの意見であれば、記載されたいかがか。

【山岸会長】

- ・ほかの皆さん、いかがか。

【橋爪委員】

- ・答申の中に具体策を書くと市も受け取れないと思う。やはり昨年度の答申の表現が適切で、1番に十分配慮してくれとか、そういう表現で、例えば村屋で受けるものは撤去ではないですよ。周りの環境だけ見てくれということになるので、もうそれ以上ないと思う。

【山岸会長】

- ・今回の諮問の源分館は一部借り受けという形なので、竹直とは違う。附帯意見に関しても当然違う言葉になる。前回出した答申の附帯意見1番がもう少し工夫した方が良い。その辺の皆さんの意見を聞かせてほしい。

【橋爪委員】

- ・3件も出しているのだから一緒に良いと思う。

【新部委員】

- ・もし入れるとすれば、「解体」なり、「速やかに解体を前提にして」という文言を入れるかどうか。今ここに「解体」が入っていないから、そこまで要望するかどうか。「早く壊してくれ」ということを答申するかどうか。田中委員が言われるように「すぐ」という言い方ができないから「継続的」か「順次」か、それでも強いかもしれないが、そこまで言えるのかどうか。

【山岸会長】

- ・この「適切な管理」の中に解体も含んでいるつもりだった。ただ、関澤委員が言われるように、もっと明快にした方が良いとのことなので、その辺も一理あるかと思う。皆さんの意見はいかがか。

【大滝委員】

- ・前期の委員でこれを出したが、強い言い方を明記して良いのかというのもある。私は昨年出した通りで良いと思う。

【山岸会長】

- ・次長、勝穂も解体を望んでいましたね。事前の会議で意見交換はどうだったか。

【山本次長】

- ・昨年廃止した3分館とも早期解体の意見はあった。

【山岸会長】

- ・一部借り受ける源以外はほとんど解体の要望がある。それと竹直、旭地域生涯学習センターは残るのだが、どうなったか。この文言が甘いという意見が多ければ、変更するが大滝委員はこのままで良いという意見だ。斉藤委員はいかがか。

【斉藤委員】

- ・東田中のことですが、先般話し合ったが、市の無数の建物がある中で順位決定を下していくという説明を受けて、「その後にすぐ」という文言的に入れて果たして優先順位が上がってくるのかという問題もある。ちょっとアドバイスいただきたいが、入れたほうが良ければ、入れるべきだと思うが、説明いただいた中で無数にある建物の中、上越市という中で話すと昨年度の内容で網羅されているのではないかと思う。

【山岸会長】

- ・武藤委員いかがか。

【武藤委員】

- ・私は、このままで良い。

【山岸会長】

- ・新部委員いかがか。

【新部委員】

- ・私もこのままで良いと思う。関澤委員の心配もわかるが、そうなったときには市にそういった状況が起きて、要するに適切な管理がされていないことを早急に指摘するという話にすればよいと思う。例えば、熊は出ないと思うがハクビシンなどは可能性がある。ハクビシンが住んでかなり危ないという状況になっているということで、市に対応をお願いしたい。市も電気代がかかるという苦情が来るようになれば、費用対効果を考えれば速やかに撤去した方が良いということになる。そうなって、その時に優先順位が上がると思う。

【山岸会長】

- ・田中委員いかがか。

【田中委員】

- ・入れた方が良いとか、それはよくわからないので、皆さんに任せる。撤去を早めてもらった方が将来的に心配ないかと思う。

【橋爪委員】

- ・今話が出ている撤去のことは、この場で議論した上で要求を出すことは可能か。建

っていることで環境がおかしくなったので、協議会として市に撤去を要求することは可能か。可能であれば、答申に入れないで、その事態になった時に出せば良いと思う。

【山岸会長】

- ・次長、いかがか。

【山本次長】

- ・自主的審議事項としているので、意見書としてそういう意見を出すことは可能である。

【山岸会長】

- ・答申のほかに意見書として出すということを言っている。関澤委員、聞こえたか。答申としてではなくて、意見書にして出したらどうかというやり方もある。

【関澤委員】

- ・廃止していらなくなるのだから、当然更地にしてもらいたいとはっきり言う答申で良いのではないか。でないと、後々困る。中途半端なことでは。熊が出てきたら誰が解体するのか、我々がその時に壊せと言っていたのに、壊さないのは誰の責任か。

【山岸会長】

- ・意見書という一つの手立てがあるということが間違えないので、答申自体は皆さんが昨年度出した答申と同じ内容で良いと言っているの、それはそれとして意見書について正副会長と事務局で相談して原文を作ってみる。意見書として出す分については、皆さんに改めて諮る。今回の諮問に対する答申は、附帯意見としては、1番はそのままということで良いか。

(「はい」の声あり)

- ・では、2番に関しては、竹直がこういうことだが、地区懇談会でもこういう話がでていたので、このままで良いと思う。地区懇談会時には、それぞれ地域の方々が解体の話やグラウンドの管理の話などしている。私も含めて。総合事務所も承知している。先ほどいた関係課の皆さんも承知しているので、それはそういうことになると思う。ただ最低限という言葉がついているので、市としては最低限の管理になるのは間違いないと思う。ただその時に近隣の住居に被害があったり、町内会に鳥獣害が発生しないように、当然行政の責任なので。管理者が市である以上、当然だ。
- ・では、方針としてはこの3つで、源はグラウンドが外れるが1と3の二つで附帯意見として盛り込みたいと思うが良いか。

(「はい」の声あり)

- ・では、そうする。この件に関しては、以上とする。
- ・次は頸北地区地域協議会委員合同研修会について、これは柿崎、大潟、頸城、吉川の頸北地区 4 区の地域協議会委員が平成 26 年度から毎年持ち回りでやっていて、今回は吉川区が主催になるので研修会の内容について皆さんにお諮りする。これについて資料 2 の内容で考えた。これについて、皆さんから意見をいただきたい。
- ・今回は地域自治推進プロジェクトの内容について、アンケートの結果もそうだが、いろいろ地域政策課とやり取りしたい。地域協議会としての在り方、立ち位置がプロジェクトで多様な意見を創出するために女性や若い人をもっとという話になっている。それから、他の団体との協議を深めてほしいということになっている。吉川区の地域協議会は常にずっとやってきている。さらに言えば、全戸にアンケートまでして吉川区の活性化をこう進めるべきだということを決めてきている。地域協議会としての位置づけについて、まず 4 区で協議してその内容をもって地域政策課とやり取りしたい。もう一つは、行政曰く「地域独自の予算が、皆さんがやってきた事業提案（地域を元気にするために必要な提案事業）に代わるものだ。」今までは 3 割負担なんてことはなかった。ソフト、ハードも関係なかった。協議会が協議した中で実施主体にはなれないが、吉川区にとってこういう事業を進めてほしい、ここにもっと予算を付けてほしいという提案事業、これを出せた。地域独自の予算が出てきて 3 割負担というのが出た。実施主体団体と協議して総合事務所に計算してもらってあげてきなさいとなった。私にしてみれば、内容が変わったのです。今までの事業提案できた立場とこの 3 割負担の独自の予算と、まったく違うものだ。この 2 つを私は、吉川区としてほかの 3 区に投げかけて、皆さんどう思われますかというやり取りをした上で地域政策課とやり取りしたい。ほかに案があれば、お願いしたい。いかがか。

【橋爪委員】

- ・内容は問題ないと思う。ただ、グループ討議の 4 班というのは、例えば 4 区で全員出た時に 1 班は 13 人にくらいになる。その中で 30 分の議論で地域政策課長との意見交換ができるまでにまとまるのか、やるのであればもう少し小さくしなければいけないのではないかというのが 1 つと、吉川区でも 2 期、3 期とされている方もいれば今年新たに委員になった人が半分くらいいる。その中でどういう班分けをしてほかの地区の方と組んでグループをつくるのかというのが大変だと思う。

【山岸会長】

- ・グループの数をもっと増やした方が良く、新人と以前からやっている人との比率を、この辺はグループを増やすかどうかですが、一つのグループの中に新人と今までやってきた人と混ざるのはありなので、各4区の事務局で分けてもらうことになるかと思う。ほかにいかがか。

【橋爪委員】

- ・今回で何回目か。

【山岸会長】

- ・平成26年度からになるので。

【橋爪委員】

- ・やはり土曜日なのか。本当に良いのか。メンバー的にも仕方ないのですが、仕事されている方もいるから土曜日なのでしょうが、今いろいろと働き方が変わっている中でせっかくの土曜日に一日つぶす会議を作って良いのかという疑問である。

【山岸会長】

- ・ずっとやってきて、順番で回りながら吉川にきているのですが、そういうご批判はあったかもしれないが、具体的には出ていないので、このまま行きたい。そういう意見がたくさんあれば当然変えざるを得ないが、各区が担当した時に日時、場所を設定してほかの区に知らせるという流れで来ている。あと、4区の正副会長会議の中でどんな内容にしようかというやり取りの中で、地域自治推進プロジェクトについてやりたいという話があった。内容についていかがか。グループ数については考慮させていただきたい。これで良いか。

【山本次長】

- ・皆さんにお配りした案の懇親会の会場についても各区に案内を出す際に入れた方が良くと思うが、事務局に一任いただけるか。会長、副会長とも相談させていただいて。

【山岸会長】

- ・この件については、良いということで先に進ませていただく。
- ・協議事項その他について、皆さんから何かあるか。6 その他に移る。その他で委員の方で何かあるか。

【薄波副会長】

(酒まつりについてお知らせ)

【山岸会長】

- ・ほかにないか。事務局でその他ないか。

【渡邊グループ長】

(第15回えちご・くびき野100キロマラソンについてお知らせ)

【平原班長】

(配布物について説明)

【山岸会長】

- ・次回の地域協議会の日程を諮る。10月17日午後6時30分からで良いか。
(異議なし)
- ・最後に閉会の挨拶を薄波副会長にお願いします。

【薄波副会長】

- ・以上で第4回吉川区地域協議会を閉会とする。

10 問合せ先

吉川区総合事務所 総務・地域振興グループ

TEL : 025-548-2311 (内線 213)

E-mail : yoshikawa-ku@city.joetsu.lg.jp

11 その他

別添の会議資料もあわせてご覧ください。